

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 703 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 703 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 6 年 3 月 22 日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 6 年 3 月 22 日（金） 午後 3 時～午後 3 時半
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
副会長	12 番	鈴木 広子
委 員	1 番	久野 恵子
	2 番	深谷 英一
	3 番	鈴置 省悟
	4 番	浅田 昭茂
	5 番	服部 啓子
	7 番	竹内 修造
	8 番	加古 俊治
	9 番	本田 貴士
	10 番	小島 春男
	11 番	成田 正彦

（農地利用最適化推進委員）

14 番	稲葉きみ子
15 番	大嶋 英二
16 番	神谷 登
17 番	鈴木千代子
18 番	竹内 敬三
19 番	富田 勇治

- ・欠席委員

（農業委員） 6 番 大威 千里

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 703 回）

令和 6 年 3 月 22 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	現況証明願について	
4	報告 3	農地改良届出について	
5	報告 4	農地改良届出の取消願書について	
6	報告 5	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
7	報告 6	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
8	報告 7	使用貸借契約の解約通知について	
9	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
10	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
11	議案 3	令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）	
12	議案 4	令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）	
13	議案 5	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	

・農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 下谷 敏信

 花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第 703 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名中 12 名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。

なお、6 番大威千里委員から欠席のご連絡をいただいております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』から、日程第 8、報告第 7 号『使用貸借契約の解約通知について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

始めに、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内で権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 1 頁から 3 頁までの 11 件です。畑 14 筆、田が 1 筆で、転用面積は合計で 3,996.03 m²の届出がありました。転用目的は、住宅が 7 件、宅地が 2 件、店舗と社宅がそれぞれ 1 件です。

次に、報告第 2 号『現況証明願について』をご説明します。20 年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書 4 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、面積は 49.00 m²の願い出がありました。

次に、報告第 3 号『農地改良届出について』をご説明します。農地を嵩上げ又は切土して、農地として利用されるもので、議案書 5 頁の 1 件です。田が 3 筆で、833 m²の届出があり、大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱及び基準のすべての項目に適合していました。

次に、報告第 4 号『農地改良届出の取消願書について』をご説明します。令和 4 年 7 月に農地改良届の提出があった案件について、農地改良を実施する見通しがたたないことから、届出者より取消願が提出されたもので、議案書 6 頁の 1 件です。田が 1 筆で、面積は 1,105 m²の取消願です。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 5 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出をしていただくもので、議案書 7 頁までの 3 件です。畑が 7 筆、田が 1 筆で、面積は合計で 3,241 m²の届出がありました。

続いて、報告第 6 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地に係る賃貸借契約の合意による解約通知で、議案書 8 頁の 3 件です。3 件のうち 2 番と 3 番の案件は、あいち知多農業協同組合が中間保有していた案件のため、実際には全体で田が 2 筆、面積は合計で 2,252 m²の届出です。

最後に、報告第 7 号『使用貸借契約の解約通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地に係る使用貸借契約の合意による解約通知で、議案書 9 頁の 2 件です。畑が 8 筆、田が 1 筆で、面積は合計で 3,663 m²の届出があり

ました。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第7号までの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第9、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の5件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明します。

農地を農地として権利の設定又は移転を行うもので、議案書10頁から11頁までの大府市農業委員会の許可案件5件です。畑が3筆、田が4筆で、面積は合計で4,400㎡の申請です。

申請事由として、1番の案件は、経営規模拡大を図るため、新たに取得するものです。次に、2番と3番の案件は、現在営農している農地に近く、農作業に都合が良いことから、規模拡大を図るため、新たに取得するものです。次に、4番の案件は、営農規模拡大を図るため、新たに取得するものです。最後に、5番の案件は、新規耕作を開始したいため、新たに取得するものです。議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、大嶋英二委員どうぞ。

(大嶋 英二 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

2 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3 番の案件について、久野恵子委員どうぞ。

(久野恵子 委員)

3 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び世帯員等の従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4 番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

4 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5 番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

5 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見がなりようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いた

します。

次に、日程第 10、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』の 3 件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 12 頁の愛知県知事許可案件の 3 件です。内訳は、畑が 1 筆、田が 2 筆で、転用面積は合計で 936.00 m²の申請です。

1 番の案件は、通路となる道路を整備する目的で一時転用するものです。農地区分は、第 2 種農地です。区分の要件は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設。公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地に該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当します。

2 番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、第 2 種農地です。区分の要件及び許可の判断基準は、1 番の案件と同じです。

3 番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、第 2 種農地です。区分の要件及び許可の判断基準は、1 番の案件と同じです。

なお、この案件につきましては、昨年 12 月の総会で、農振農用地区域除外案件としてご審議いただいた案件です。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番及び 2 番の案件について、富田勇治委員どうぞ。

(富田勇治 委員)

始めに、1 番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、アスファルト舗装に勾配をつけ、既設水路へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

次に、2 番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、道路沿いの側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

次に、3 番の案件について、小島春男委員どうぞ。

(小島春男 委員)

3 番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、砂利敷きにより

自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)
そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)
特にないようですので、議案第2号を採決します。
本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)
全員賛成ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。
次に、日程第11、議案第3号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』の11件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)
議案第3号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書13頁から16頁までの11件です。畑が40筆、田が1筆で、面積は合計で15,170㎡の申請で、継続が5件、新規が6件です。借り手は、市内の方が8名、市外の方が1名で、いずれの借り手も、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。
説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)
ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

特に無いようですので、議案第3号を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)
全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。
次に、日程第12、議案第4号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』の19件を上程します。このうち設定番号6923番から6926番までは本田貴士委員が、設定番号6930番は小島春男委員が、議事参与の制限に該当する議案となります。始めに、議事参与の制限に該当しない設定番号6913番から6922番までと、設定番号6927番から6929番までと、設定番号6931番の14件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)』のうち議事参与の制限に該当しない14件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書17頁から21頁までで、設定番号は6913番から6922番までと、設定番号6927番から6929番までと、設定番号6931番の14件です。畑が2筆、田が17筆で、面積は合計で14,601㎡の申請です。借り手は、市内の方が3名、市外の方が1名で、いずれの借り手も、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号のうち議事参与の制限に該当しない14件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち議事参与の制限に該当しない14件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第4号のうち設定番号6923番から6926番までは、本田貴士委員が、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、本田貴士委員は退室をお願いします。

(本田貴士委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第4号のうち本田貴士委員が、議事参与の制限に該当する案件の設定番号6923番から6926番までの4件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号のうち本田貴士委員が、議事参与の制限に該当する案件の4件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書19頁から20頁までで、設定番号6923番から6926番までの4件です。田が4筆で、面積は合計で3,923㎡の申請です。いずれも借り手の本田貴士委員へ利用権を設定するもので、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第4号のうち設定番号6923番から6926番までの4件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち設定番号6923番から6926番までの4件は、原案のとおり決定します。

本田貴士委員は入室してください。

(本田貴士委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、議案第4号のうち設定番号6930番は、小島春男委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、小島春男委員は退室をお願いします。

(小島春男委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第4号のうち小島春男委員が、議事参与の制限に該当する案件の設定番号6930番の1件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号のうち小島春男委員が、議事参与の制限に該当する案件の設定番号6930番の1件をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設置するもので、議案書21頁の1件です。田が2筆で、面積は合計で2,141.00㎡の申請です。いずれも借り手の小島春男委員へ利用権を設定するもので、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号のうち設定番号6930番の1件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち設定番号6930番の1件は、原案のとおり決定します。小島春男委員は入室してください。

(小島春男委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、日程第13、議案第5号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』の5件を上程します。このうち、3番と4番は、久野恵子委員が議事参与の制限に該当する案件です。始めに、議事参与の制限に該当しない1番、2番、5番の3件を審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』のうち議事参与の制限に該当しない1番、2番、5番の3件についてご説明します。議案書22頁と24頁の3件で、面積は合計で6,207.13㎡の申請がされており、農振農用地利用計画変更について、農業委員会に意見を求められています。内容につきましては、協議会にて説明したとおり、農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に変えることが困難な案件となります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

1番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、久野恵子委員どうぞ。

(久野恵子 委員)

2番の申出地の農振除外後の農地区分は、第3種農地で農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

5番の申出地の農振除外後の農地区分は、第3種農地で農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号のうち議事参与の制限に該当しない3件を採決します。本議案に対する意見を市長へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号のうち議事参与の制限に該当しない3件は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。

次に、議案第5号のうち3番と4番の案件は、久野恵子委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、久野恵子委員は退室をお願いします。

(久野恵子委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第5号のうち久野恵子委員が議事参与の制限に該当する案件の3番と4番の2件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号のうち久野恵子委員が議事参与の制限に該当する案件の3番と4番の2件についてご説明します。議案書23頁と24頁の2件で、面積は合計で15,628.35㎡の申請がされており、農振農用地利用計画変更について、農業委員会に意見を求められています。内容につきましては、協議会にて説明したとおり、農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に変えることが困難な案件となります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。3番と4番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

3番と4番の申出地の農振除外後の農地区分は、いずれも第3種農地で、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかには、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号のうち3番と4番の2件を採決します。本議案に対する意見を市長へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号のうち3番と4番の2件は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。久野恵子委員は入室してください。

(久野恵子委員 入室)

(久野一弘 議長)

これで、全案件の審議が終了しました。

以上をもちまして、第703回総会を閉会します。